

年少勞働海外資料第三十二號

昭和二十八年七月

I L O と 年 少 者

婦人少年家長殿

勞働省婦人少年局

補人少

後圖書發人少

一
一
〇
五
半
也
香

附傳二十八

半也後圖書發人少

は し が き

これはILOの事務局が年少者に関する問題を中心にして、ILOの活動を解説し、年少者は勿論、年少者に関心あるむこの各界にするために作成したものであり、ILOの年少者問題に対する活動を知るには便利なものであると思われまゝ。

なお、原名は "*The ILO and Youth*" となっています。

結

言

このパンフレットは年少者のために国際労働機関の仕事について書いたものである。それはまた、判る處のすやくの國民の労働条件と生活條件を向上させることによつて、永續する平和の基礎を築くために三十三年前に設置された機関の活動の一斷面を年少者とその団体及び年少者向應に肉心を抱いていゝすべての人々に知らせることを旨とする。

国際労働機関は加盟國と結合する特別機関の一つである。その業務は諸政府によつて財政を賄われてゐるが、他の特別機関と異り、政府、使用者及び労働者が協同してそれと運用してゐる。

それは三種の主要な機関によつて活動する。それら口、毎年開催される三府代表會議 (*Tripartite delegation*) の總會と三府府長連合會議 (*Tripartite executive council*) とある理事會と事務局とである。局長として *David A. Morse* が就任する事務局たる国際労働事務局とである。

「ILO」と年少者」正誤表

頁	行	誤	正
一 二 三 四 五 六 七 八 九	始めから 終りから 始めから 終りから 始めから 終りから 終りから 終りから 終りから 三 二 一 五 四 二 七 三 五	ILOの年少者問題 (<i>delegations</i>) Davida 与えらるべき あろう 確保すべき 事業(奉仕)が 進展ともに ほらぬのことによ一致 計画と奨励 あらゆる場所 労働者という ILOの加盟 七勸告 七條約 条約あるもの	ILOの年少者問題 (<i>delegations</i>) Davida 与えらるべき あろう 確保すべく 事業が 進展とともに ほらぬのことによ一致 計画を奨励 あらゆる場所 労働者という ILOに加盟 七勸告 七條約 条約のあるもの

頁

行

誤

正

一〇

始めから

五

沢山

沢山

一〇

終りから

二

認可と水ない

許可と水ない

一一

始めから

四

*specified**specified*

一〇

終りから

七

校等には最も

校等には最も

一一

始めから

四

供養制度

供養制度

一二

始めから

三

*localities**localities*

一三

終りから

七

手論が主論を表示す

世論が世論を表白する

一四

終りから

一〇

指論した

指論した

一五

始めから

八

国際労働条件

国際労働条件

一六

終りから

六

確立と水た

確立と水た

一七

終りから

九

最大限のその

最大限のその

一八

終りから

三

部分に

部分に

一九

始めから

一

*Operational**Operational*

二〇

終りから

八

二の方法

二の方法

二一

終りから

九

未開国

未開国

二二

終りから

一

訓練課程

訓練課程

二三

終りから

一

取用係官

取用係官

二四

終りから

一

訓練課程

訓練課程

二五

終りから

一

取用係官

取用係官

頁	行	誤	正
一六 々 々 々	終りから 々 々 々 二 三 三 五	□ 康 努 力 あらゆる人口の 自由による 且 独 力 で	□ 康 努 力 あらゆる人々の 自由になる 且 独 力 で

國際労働機關と年少者

年少者の要求

国家行政から地方議会に至るまであらゆる行政に於て年少者の要求を満す計畫に留意するのは現在ほど熱心だったことはなかった。

公共政策における傾向は、年少者こそ第一に国家の資源を支えられべきである、という要望の正当さを気付かせるに至ったのは戦争の結果であると言われるようになった。

要望は新しくはなかつた。が戦争の数年の不安定な平和の中で年少者の要望は新しい緊急性となつた。かくして各界は様々な同情と理解をもつてこれに対応するようになった。

その趣旨は簡單だった。年少者に將來を託せ、ということだった。年少者こそ自分には何の罪もなく戦争、飢饉、災害および食糧の乏せいと戦つたのである。破壊を建てなおし、過去の誤謬を訂正し、耳つ次代のものかエンジンイする平和を建設するのに必要なのは年少者の熱意と健康である。

「何れ新しい時代のものに生まれかゝる不す提念と与えよ。そうすれば我々は十分それを利用するであらう」

と年少者は声明した。

前途の目標 (The Objectives Ahead)

当然受くべき権利として、彼等に認識されてきた税金を年少者に確保するため簡單にして普遍的な言

策で表現し得る一連の目標に就いておまわく意見の一致をみた。児童および年少府に關する事業を遂行するための地方及び国家計画並びに、國際的援助は、次のことを確保すべき計画すべきである。

○ 戦争中生して憂ひなく人生のそれぞれの道に進められる。

○ 適當に養われ且つ庇護される。

○ 普通の家庭生活と社会生活が与えられる。

○ 出来るだけ最も高い健康水準を享受せられる。

○ 産実にして十分な教育の機会を与えられる。

○ 年少府の労働から保護され、有益で満足のかく仕事に、準備され、適切な労働条件が、確保される。

○ 異なる環境を慣うため適切な事業へ参加しが用意される。

長期計画

平時の事業及び施設の再建と復興の進展ともに最も懸望される年少府の要求は満たされ始めた。同時に年少府の当然受くべきものとして認められてきたものと与える長期計画の必要が認識されてきた。この計画を成功させるには國家的活動と國際的活動とも含めなければならぬことに一致した。

加盟国とその連合特別機関はこのような計画について活動と協めた。多くの方策が決定され、そしてその計画は國家の必要物とその活動に關する正確な資料を利用出来るように、更に発展されるべき

とあるということが決定した。

この計画の意図は諸政府を援助して児童及び年少者の一貫してゐる必要物を満す活動と并進し、実行させるにある。その枠内において加盟国及びその個々の専門機関は特別の業務を有してゐる。利用し得る国際的資源を最も全般的且有効に利用出来るよう仕組まれてゐる。

Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ の役割

この長期計画における国際労働機関の役割は、国際労働機関の組織に基き、本機関が特別の国際的責任を有する活動の領域にある。

国際労働憲章が起草された一九一九年の昔、諸政府は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ の目標には技術及び職業教育の助成と幼年期及び不健康の労働から児童と年少者を保護することを含むべきであるとした。二五年度になつてⅠ・Ⅱ・Ⅲ の目的及び目標がフィラデルフィア宣言に再び定義されたので、その中でⅠ・Ⅱ・Ⅲ は世界の国々に児童福祉と母性保護の計画と奨励し且つ教育及び雇用の機会均等を確保する義務が責任があることを宣言してゐた。

これらの国際的協定で、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 加盟国の政府当局は年少者に與する責任を承認した。政府当局の責任は、児童が生まれ、適切な肉体的、知的、道徳的發展の機会と有益な仕事の訓練のための機会とをもつて成長するのをみとどけるにあることを認めてゐた。

この公約は一九四五年度のⅠ・Ⅱ・Ⅲ 総会で詳細に分拆された。その後これらⅠ・Ⅱ・Ⅲ の国際的児童および年少労働者憲章として広く知られるに至つた決議の形式で行われた。

々、未来の労働者であり、市民である者の能力を最大限に伸張するのには、政府は一方において個人及び家庭の責任を最高度に排除して、国内活動と通じて国際的協力の方法によつて、性、人種、民族、皮膚の色又は家庭争鬭の如何に拘らず、すべての児童、年少者の健康、福祉、教育の確保及びすべての年少労働者の保護の責任を引受けるべきである。

という I・L・O 機関の信念とその決議は一様に再認識した。それから、決議には、諸国政府にこの仕事を引き受け、すのに必要であると、機関が考へた方法を詳細に互つて記述されてゐた。

I・L・O の任務

I・L・O 加盟国とその専門機関の協同、年少者計画を論議し始められた一九五〇年に I・L・O 理事会は——一九四五年の決議に鑑み——年少者に対する I・L・O の任務を定めた。その決定は次の四項目で表わされてゐる。

○あらゆる場所のすべての児童労働廃止を究極目的とする児童労働の規制と進歩的制限

○年少労働者の保護

○技能の準備

○家族のための社会保障保護

——の如何に出来るか

かくして——の年少者計画は、——の組織憲章、フイラデルフィア宣言、一九四五年度の憲章及び
評事会の声明に明確に述べられている。

如何に年少者計画を實施してきたか。何れ年少者にどれはもたらしたか。どうしたらどれの効果を
一層あげられるか。国内的及び國際的の両方の年少者とその団体は、年少者の要求を満足させるため
の共同的な努力において如何にして——の年少者計画を一層立派な武器たらしめうるか。

諸言を述べられているように、——の政府の機関である。政府は他の國際的機関と対照をなし
て、使団体の代表者と——の管理を分担している。かくして社会状態に最も直接利害を有するプ
ルーアが政府及び活動主決定するに際し発言権と決定権を有している。

——の目標は世界中の労働及び生活状態を改善し、よって恒久的、永続的平和が確立される基
礎を築くことにある。——はこの目標に達して年少者を含む労働者という特別のカテゴリーの状
態——他のことと一語に——を改善するために活動する。

——の活動には二種類ある。一つは立法上、と主張せられるべきものであり、もう一方は社会的
水準を改善するのにより——が政府及び団体に与える直接的援助である。

立法・面について

二種の國際的文書の起草と採択はこの機関の立法上の業務の中心がある
その一つは國際労働条約という國際條約の形式でありもう一つは勧告として知られている拘束
のない型の文書である。条約と勧告は何れにしても社会政策の國際的最低基準を決定する。

——の知識すると、諸国はこれらの条約と勧告に同じ一定の義務を負う。——の総会によって条

約を採択せられると、諸政府はこの批准を考慮しなければならぬ。政府が批准を決定すれば、政府は自国の基準を批准した条約の定める基準まで引上げなければならぬ。更に政府には、政府が批准した條約を実行している方法につき毎年一〇〇に報告する義務がある。条約に照らし、政府は報告の批准を考慮するなければならないのである。その条約の実行の考慮を要請されるのである。

一九一九年と一九五二年の間に一〇三の國際労働条約と九五の勧告が採択された。一九五二年までに條約の一三〇の以上の批准が諸政府によつて行われた。

条約と勧告とは一括して國際労働憲章として知られるに至った。この國際労働憲章には非常に多くの社会政策の面がある。例えば、この中には職業訓練、職業指導、児童労働の防止、賃金、労働時間、休日、家族策、社会保障、職業衛生、産業安全又は福祉及び労務交渉権のような事項がある。四穀の水準の向上に及ぼしたこの憲章の影響は正確に測れないが、一九一九年以来在野列強で労働および生活状態の改善に重要な役割を果たしてきたのは同様のとおりである。

年令労働者の労働条件は一〇三の条約中一四の条約を導く取扱われており、九二の勧告中七勧告が年少者に直接関係がある。又、年少者の状態に影響を及ぼす基準は他力条約や勧告にも相見られる。

児童労働の排除

一九五一年に國際労働事務局は義務教育との関連において児童労働の調査を行った。調査の二本スコの要諦により本調査を行ったのであるが、ユネスコはこの結果を出版している。この調査の結論は悲喜交々であった。この調査の執筆者によれば、特に非工業的業務及び農業的業務における幼年期の児童労働は概に水産連の国に多いと行われているということであった。水産連の国の児童労働の多さの状況はヨロコバの産業革命初期の頃に存在したような状態を思い起こせるといふことであ

った。

一方、年少者に時期尚早の労働をさせないようになければならぬ、ということも、今日では殆ど万国の認識されている、ということはその報告書に見出される。また、この報告書は上記のような年少者の被害を防止するのに重要なるものは既にふみ出されていることを指摘している。しかし政府又は地方機関の善意は経済的繁栄の低水準に四り起る全く危険と見い違ひに遭遇することが多いということである。

しかし、児童労働問題はそれだけでは解決不可なる問題であることを常に認めてきた。就労のため、効果的な最低年令を設定するには、完全雇用、充分な賃金、家族手当、学校及び年少者の教育をうけられるに足る補助の如き財政的要素を附せ補完することが必要である。

しかし、同時に、上記のは就業許可最低年令を定めると並行してあることは是非必要であると述べてきた。一九一九年の第一回ILOの総会は十四歳を工業に使用し得る最低年令として決定した条約を採択した。この条約の後に続くのはこの後の総会では採択された条約と非工業的業務及び危険業務において使用し得る最低年令の限界を定める二つの補足的勧告とであった。

一九三七年には一九一九年の条約を改正し年令制限を十五歳に引上げた。海上に使用し得る最低年令は最初一九二〇年に十四歳とされ、一九三六年に十五歳に高められた。一九三二年条約は十四歳を非工業的業務に使用し得る最低年令と定めたが、四年後には十五歳に引き上げられた。商業時間において農業に使用し得る最低年令は十四歳に定める条約は一九一九年に採択された。一九二一年に採択された他の条約によれば、射の荷物積込人や火夫のよう危険な業務における最低年令は十八歳である。

これらの条約あるものは既に批准されきたが、これらの條約により、大きな立法上の変化が多数

の国に起った。例えば、三ヶ国が工業に使用し得る最低年令を十四才に定める一九一九年の條約も此處に起る。二の條約が採択された時は僅か十ヶ国が十四才という法定最低年令を有していたに過ぎなかつた。

しかし、児童・少年及び少女が該條により幼年期の勞働に引込まれないようにするにはまだ務めべき抵当のことが残つてゐる。一九四五年度のILOの憲章は、それが宣言された時、就業し得る年令は國籍に依じて十四才、十五才又は十六才とすべきであるが、すべてこの二つにおいて次第に十六才に高められるべきであるという到達目標を公にした。同時に、児童が充分に保護され且つ教育を受けられるように手段は講じられるべきである。健康上又は徳義上の危険をもちたらず業務において更に高年令の最低年令が設定されるべきである。

年少勞働者の保護

年少者に対するILOの義務の第一は年少勞働者を不健康な、危険な、或時せむる勞働からまもることである。ために年少者には必ず年少者の健康に適した仕事に就かせるべき方策の助長が必需である。それはまた、ILOの勞働と生活状態を規制する規則はこの規則の施行を推進させなければならぬ、ということである。

三つの國際勞働條約は適用のため、年少者の適性を定める体格検査を要求している。その第一は海上における業務、第二は工業的業務、第三は非工業的業務を規制する。後の二條約はその條項の適用手段を規定する助言を伴つてゐる。これらの條約によると、年少者は十八才まで正師の健康監査証明を得てからでなければ就業を認可されない。

他の三條約は年少者の夜業の就業を制限してゐる。これらのうちの一條約は、一九一九年に採択さ

れ、一九四八年に改正されたのであるが、工業的業務の夜業を制限している。この條約は、非工業的業務における夜業の快用を制限する他の條約によつて一九四六年に補足された。また夜業における年少者の使用を制限する規定は概上における労働時間に関する國際労働條約にも含まれている。

これらの夜業に関する諸條約によれば、十八才未満の年少者は特定時間（*Definite minimum hours*）又は一定時間（*Definite maximum hours*）夜業に使用してはならない。この義務は工業的及び非工業的業務における夜業に関する勸告によつて満足されている。

主に年少者と取扱っているこれらの保護條約の外に、労働者に適用する條約中には概して年少者にも適用される特別の規定を有するものが多い。これらの中には労働時間、週休、年次有給休暇、産業衛生および産業安全、労働監督および職業紹介に関する條約がある。

就労の準備

年少者に就職準備をさせることは、その年少者計画のうちわきの主要面である。この業務は近年幾んどこれできている。

年少少女達は彼等は概して適する職種を決定するに際し援助を受けるべきである。また彼等は就事する仕事について訓練されるべきである。と同時に満足し且つ生産的業務に従つて労働生活を開始せられるように年少者に職業指導、職業指導の便宜と手入ることは國家經濟の利益がある。

その新告は、この問題を全所給に又は部分的に取扱っている。職業訓練及び職業開発に関する勸告と一九三九年に採択した。職業指導問題の特殊而は職業技術教育に関する一九五一年の勸告、年少者の失業に関する一九三五年の勸告、職業教育のための職業教育に関する一九三七年の勸告及び戦時より平時にうつる過渡期

における雇用組織に關する一九四四年の報告を取扱われている。

一定の基本原理がこれら報告の基礎となつてゐる。I.L.O.の見解は充分に組織化され、一徹的に利用出来且つ年少者の必要と年少者の居住地 (settlement) 及び国の全體的、社会的必要とが合致するようにとれた訓練課程に年少者を自由に適するべきである、ということである。職業準備には社会全体の援助を得るべきである。またこれのために教育政策と雇用政策に責任を有する機関の活動を調整すべきである。年少者の職業訓練に経済的援助を為すべきである。

また、職業指導及び職業訓練は、その結果を考慮するのためにチェックする手段と職業紹介によつて満足されなければならぬことをI.L.O.は認識している。I.L.O.は政府が年少者若しくは若年とせるため特別規定を設けることを勧告してゐた。

家族の保護

I.L.O.は、また、児童に就いて人生の第一歩を踏み出させ、保護せしめるの利益を受けさせるように家族に対する社会保障の保護を奨励せしめる責任を有している。この分野におけるI.L.O.の努力は、組織されて災害、疾病、失業、老年、死亡及び失業の保護を含む状況で急激に保護を準備している社会保障制度が近年著しく進歩してきた。かように自己の意思によらない経済力の喪失に対する保護は、世界をあげて数億万人に対し向けられている。

国家計画の援助

児童の必要物を充す国家の長期計画を奨励せしめるに際し、國際的運動の最善の形態は国家の年少者計画の発展而して計画することにある。これは加蓋口及びその専門機関の見解の一致するところである。

口條の條約及び勸告はこの計画に方向を与えている。これらの條約と勸告は國家を指導すべき原理をなし、且つ如何にこの諸原理を適用すべきであるかを示唆するものである。このことは確している。しかしながら、この見解を強制出来ない。この條約と諸政府は條約及び勸告の採択には裁量するが、自願的にそれらを批准し又は採択する義務を課せられない。が諸政府はそれらの実施を考慮するよう要請される。

この義務によつてあらゆる国は條約及び勸告の意圖する諸方策を討議する機会を有することに在るのは確實である。たしかに言論が言論を表示す機会を排除したのである。

故に耳が舌は耳が舌の声を聞かされる。又耳が舌は條件の批准と実施とを公然と立去るに要請出来る。耳が舌は勸告を爲された提議の承認を要求出来る。それは一般に耳が舌とその口の利益はこの口を指導した方向において政府となる活動によつて満されることを要求することが出来る。

政府に対する助言

國際労働條約及び勸告中の提議により口氣計画は大いに利益を受けている。しかしともあれこれらの國際基準の決定はこの國家活動に更に援助する唯一の方法ではない。

條約及び勸告された基準はすべての国に適用されるのを目的とする。この聖旨のために、條約及び勸告は特定産業又は特定地域に關する問題の如く、問題によつては實際の取扱ひ方法ではないである。それ故に特定問題解決の助言は決議の形式をとることが多い。

これらの決議は總會又は地域會議又は労働條約の特殊を面若しくは特定グループの労働者を取扱ふ諸委員會のようその他この組織による討議結果である。

かくして、例えばアジア地域會議はアジアにおける職業指導及び職業訓練の助言を採択するのである。

う。或は上落民営化委員会は既立国における多岐の土着民の年少労働者之向上とせようとする計画を提案するであろう。

年少労働者は又次のような機会により与縁されるであろう。厚生合同毎平委員会、炭坑委員会、内陸運輸委員会、鉄鋼委員会、金鉱貿易委員会、炭産委員会、運搬土木公共手帳委員会、石油委員会、化学工業委員会、植民地労働委員会、俸給雇用者及び自由業者に關する諮問委員会、密設製業委員会、非本土地域における社会政策委員会。

以上の機構には、また、年少者に關する特別委員会がある——年少雇用諮問委員会。この委員の会合は定期的に開催され、この政策及び活動に關する動向を公式化する。

調査及び報告

この分野の計画をあげ、更に其のその結果をあげようとするならば綿亘に計画されなければならぬ。これには交互に資料の蒐集と分析とが必要である。なお、また、この種の調査は、調査から引き出される結論が政府及び他のものの活動をリードし得るので、其の自治の価値ある一部を構成する二となる。

以上の調査と報告書は本機關の調査および分析の實の實で好評を博している。實際活動の経緯を仕事に付ける社内より成っている。この中、事務局の一部局の手に、この年少者を取扱う調査および報告書は収められる。この部分は平生におけるこの年少者計画の遂行の責任を有している。

技術援助

以上の活動には、立法的、と反はれるものと援助を要するものに対する直接援助との二種がある。

ことは以前から指摘されてきている。この後の活動は、オペレイショナル (operational) と云われるものである。政府が国際協定条約又は勸告に定められた基準を実施せんとする場合は、国家の措置を計画し且つ実施するに際し、この事務は大部分から援助を要請された。この種の援助には通常立法的予設又は行政機構の計画が含まれている。

近年になつてこの形態の活動は、技術援助。として大く知られてきた。同時に、その目的は拡大されてきて、国民が一般高度な生活水準を享有出来るような経済的、社会的計画を促進させるべく、諸国の援助を目的とするすべての活動と現在では包含されている。

この技術的援助計画は二の方法とまかゝられてゐる。その一部は正規の予算から支出されているが、主たる資金は加盟国とその特別機関が特別に計上し且つ一九四九年に開始した、本範囲の経済的開発に關する拡大技術援助計画。によつて行われている。

この技術援助活動は、世界の年少若に關係してゐる力で、児童の必要を満すべくその長期計画を通して他の機関の活動と現在協調を合せてゐる。このように、国家社会事業の一般計画の枠内においてよく且つ充分均等のとれた同家年少若計画を発展させるため、この技術援助活動は唯一に諸政府の援助に仰けられてゐる。

この技術援助は、ずっと以前に定められたこの種の援助の領域において行われる。児童労働の規制、就労の準備、年少労働者の保護及び家族に対する社会保障。

政府のこれらの活動に於いてゐる注意の増大したことは、彼らと解決するに當り、諸政府の援助の要請数によつて証明されてゐる。これらの要請に応じて、この行つてゐる援助は多岐である。専門家が直ちに調査を開始し且つ政府活動に対する勧告を提出するため派遣されたこともある。専門家が訓練過程を監視し且つ指導するかもしれない奨学金は他国における技術及び方法の研究に対して

決定されることもあり得る。特定地域の問題解決と共に行うゼミナールを派遣専門家が指導することもある。

年少者の要望はきかれている。

般会を与えられる年少者の熱心な要望はき、入れられもめている。今までの所、その要求の返答は定分にその要求を満たしていないことが示されている。しかし世界の年少者に対する義務意識は果まっぴる。

しんのはその主要業務に年少者に向する仕事と主要な部分として入れることを常に考慮してきた。しんのはしんの権限において、当然受くべき般会を年少者に与えんとする口際努力に対しその報酬を果さんことを誓うものである。

しんのはいや果える平和な世界の運又を援助するあらゆる所があらゆる人口の自由による道具である。新しい世代が古い人から引継ぎ且能力で一層豊かな生活を築く準備をするという目的のために、しんのの援助は年少者に扶立ち得る。



